# 平成30年度第2回

小金井市都市計画審議会会議録

## 平成30年度第2回

## 小金井市都市計画審議会会議録

○平成31年3月28日(木曜日)

場 所 第一会議室

出席委員 13名

会 長 8番 宇於﨑 勝 也

委員 1番 髙 橋 金 一 2番 村 山 ひでき

3番 沖 浦 あつし 5番 鈴 木 菜穂美

6番 湯 沢 綾 子 7番 杉 山 薫

9番 河 野 律 子 11番 小 林 正 樹

15番 平 山 義 典 16番 宇 嶋 吉 樹

18番 板 倉 真 也 19番 今 枝 正 一

欠席委員 6名

4番 村 尾 公 一 10番 渡 辺 ふき子

12番 坂 口 淳 一 13番 斎 藤 康 夫

14番 島 崎 智 融 17番 田 頭 祐 子

傍聴者 1名

出席説明員

市 長 西 出 真一郎 都市整備部長 東 Ш 博 文 まちづくり推進課長 黒 濹 佳 枝 都市計画課長 西 ||秀 夫

環境政策課長 平 野 純 也

事務局職員出席者

都市計画課係長 田部井 一 嘉 まちづくり推進課係長 永 井 紘 作

環境政策課係長 小 林 勢 都市計画課主任 関 口 雅 也

都市計画課主任 大谷桂輔 環境政策課主任 中 込 甲 斐

都市計画課主事 関 口 亮 太 まちづくり推進課主事 安 藤 啓 人

建築営繕課長 若藤 実

【西川都市計画課長】 本日は、年度末のお忙しい中、小金井市都市計画審議会にご出席いただきましてありがとうございます。開会に先立ちまして、委員の出席状況についてご報告申し上げます。審議会委員19名中13名のご出席をいただいております。小金井市都市計画審議会条例第7条第2項の規定により、半数以上のご出席をいただいておりますので、会議は成立していることをご報告申し上げます。

また、村尾委員、坂口委員は、本日ご都合により欠席されるとのご連絡をいただいております。申し遅れましたが、私は事務局を担当しております、都市計画課長の西川です。よろしくお願いします。昨年11月に引き続き、今年度第2回目の都市計画審議会になりますので、よろしくお願いいたします。

さて、まず初めに、前回の都市計画審議会以降、関係行政機関の委員の異動がございまして、新たに審議会委員にご就任いただいた方がおられますので、 事務局からご紹介させていただきます。小金井警察署長の平山委員でございます。前小金井警察署長の岡田委員の異動に伴い、平成31年2月18日から新たに委員にご就任いただいております。

【平山委員】 平山です。よろしくお願い致します。

【西川都市計画課長】 以上で新委員のご紹介を終わらせていただきます。 続きまして、本日の資料について、確認させていただきます。

本日皆様の席に配布しております資料、「平成30年度第2回小金井市都市計画審議会次第」、「都市計画審議会委員名簿」と、事前に配布しております資料1から7でございます。

資料1が三楽公園の変更について、資料2から4が本町住宅の建て替えに係る一団地の住宅施設の変更、地区計画の決定、本町第一・第二公園の変更についての各都市計画案でございます。

資料5及び6は各説明会での議事要旨でございます。資料7は、都市計画法第16条及び小金井市まちづくり条例に基づき、本町住宅に係る都市計画原案を縦覧した際の意見書の要旨でございます。こちらにつきましては、新しく地区計画を決定する本町住宅関連のみ行っております。

また、本日机上に配布しております資料 8 は、都市計画法第 1 7 条に基づく 都市計画案を縦覧した際の意見書の要旨でございます。こちらにつきましては、 三楽公園及び本町住宅の各案件について行っておりますが、地区計画の決定についてのみ意見書の提出がございました。資料の不足等がございましたら、事務局まで申し出いただければと思います。

続きまして、市理事者、事務局の紹介をさせていただきます。

市長の西岡でございます。

都市整備部長の東山でございます。

環境政策課長の平野でございます。

まちづくり推進課長の黒澤でございます。

そのほか、事務局員でございます。

それでは、お手元にさしあげております次第に従いまして、進行させていただきます。本日ご審議いただきます、付議案件4件を、市長の西岡から読み上げさせていただきます。

【西岡市長】 小金井市都市計画審議会会長、宇於﨑勝也様。小金井市都市 計画審議会条例第1条の規定により、次の事項について審議会に付議いたしま す。

小金井都市計画公園三楽公園の変更について。

小金井都市計画一団地の住宅施設の変更について。

小金井都市計画地区計画の決定について。

小金井都市計画公園本町第一公園・本町第二公園の変更について。

以上、ご審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【西川都市計画課長】 付議が終了しましたので、ここからは、宇於崎会長に審議会の進行をお願いいたします。

【宇於﨑会長】 おはようございます。それでは、ただいまから、平成30年度第2回小金井市都市計画審議会の議事を進めさせていただきます。早速ですが、お手元にさしあげております次第に従いまして、進行させていただきます。本日ご審議いただく案件は付議案件4件でございます。

案件1は、小金井都市計画公園三楽公園の変更について、

案件2は、小金井都市計画一団地の住宅施設小金井本町住宅の変更について、 案件3は、小金井都市計画地区計画本町四丁目地区地区計画の決定について、 案件4は、小金井都市計画公園本町第一公園・本町第二公園の変更について、 でございます。

早速、付議案件について事務局より説明を受けるわけですが、まず案件1について審議を行い、当審議会における決を採りたいと思います。次に、案件2、3、4につきましては、本町住宅の建て替えに関連する都市計画変更ですので、一括で説明いただき、質疑も一括で行ったうえで、各案件について決を採りたいと思いますが、いかがでしょうか。

#### ~「異議なし」の声多数あり~

【宇於﨑会長】 ありがとうございます。それでは、そのように進めさせていただきます。では、案件 1、小金井都市計画公園三楽公園の変更について、事務局より説明をお願いします。

【東山都市整備部長】 それでは、案件1、小金井都市計画公園三楽公園の変更について説明させていただきます。事前配布資料は、3ページから6ページ、資料1になります。

今回の小金井都市計画公園の変更案の内容は、現状の三楽公園に新たに区域を追加するというものです。三楽公園は小金井市の南西部に位置し、武蔵小金井駅からの南西方向、約1.2kmのところにあります。昭和57年9月1日から供用を開始し、都市公園として使用してきました。

この写真は公園の南西側から北東を撮影したものです。グランドゴルフや野球、子ども会の行事等、地域イベントにも利用されております。また、学童保育に隣接し、ブランコ、滑り台、砂場では子どもが遊ぶ一方、健康遊具はお年寄りが利用するなど、多世代の方が交流できる場所として、地域住民の方々にとって欠くことのできない公園となっております。

追加する区域は、赤で表示されている部分、約0.07haです。既存の三楽公園、約0.35haと合わせて、全体で約0.42haでございます。追加する区域は、国分寺崖線景観基本軸内にあります。小金井市緑地保全及び緑化推進条例により環境保全緑地に指定し、緑地として保全することが必要な土地として位置づけております。先ほどご覧頂いた、公園の南西側から北東を撮影した写真では、赤でお示ししている部分が追加する区域となります。既存の公園部

分と、追加する区域は、現在、ご覧のようなフェンスで仕切られております。

この写真は、追加する区域を南側から撮影したものです。一昨年、地権者から買取り申出があり、都市計画の区域の変更後、優先整備地域に位置づけたうえで用地の取得をして参ります。取得後の施設整備につきましては、現状の自然をそのまま保存することを基本に考え、大規模な整備は計画しておりません。

最後に、都市計画策定の経緯と今後の予定でございます。都市計画法に基づく説明会を、昨年12月27日の木曜日に三楽集会所で行いました。参加者は11名でした。新たに追加する公園区域の整備などについてご質問をいただきました。詳しくは事前配布資料の37ページから39ページ、資料5に記載しております。東京都との協議については、本年3月4日に意見がない旨の協議結果を得ております。都市計画法第17条に基づく、都市計画の案の公告・縦覧につきましては、3月6日から20日までの2週間行いました。意見書の提出はございませんでした。本日の都市計画審議会の議を経て、答申をいただき、4月以降に変更の告示を行う予定でございます。

以上で、三楽公園における都市計画変更についての説明を終わらせていただきます。

【宇於﨑会長】 ありがとうございました。これより、案件1、小金井都市 計画公園三楽公園の変更についての質疑を行います。ご意見ご質問ございます でしょうか。

#### ~「質疑なし」~

【宇於﨑会長】 ご質疑がないようですので、質疑を終了することにいたします。それでは、案件1について、審議会としての決を採りたいと思います。 案件1、小金井都市計画公園三楽公園の変更については案のとおりとしてよろしいでしょうか。

#### ~「異議なし」の声多数あり~

【宇於﨑会長】 ご異議がないようですので、案件1、小金井都市計画公園

三楽公園の変更については、案のとおり答申させて頂きます。ありがとうございました。

次に、案件2、小金井都市計画一団地の住宅施設小金井本町住宅の変更について、案件3、小金井都市計画地区計画本町四丁目地区地区計画の決定について、案件4、小金井都市計画公園本町第一公園・本町第二公園の変更についての3件について、事務局より説明をお願いします。

【東山都市整備部長】 それでは、本町住宅における都市計画変更について ご説明させていただきます。事前配布資料は、9ページから34ページの資料 2、3、4になります。

まず、本町住宅の位置ですが、市の北西部に位置し、武蔵小金井駅から約1kmほどにございます。都市計画における用途地域は、第一種中高層住居専用地域に属しており、中高層住宅の良好な住環境を保護することを目的とした地域です。建ぺい率は60%、容積率は200%となっております。都市計画法における一団地の住宅施設に指定されており、地区内には、二つの都市計画公園、「本町第一公園」、「本町第二公園」がございます。なお、当該団地は公園を含め、東京都住宅供給公社、以降、JKKとさせていただきます、の所有・管理によるものでございます。

今回、本地区について、案件2、一団地の住宅施設の変更、こちらは、廃止のための変更になります。案件3、地区計画の決定、案件4、都市計画公園の変更の3件についてご説明させていただきます。当該地西側の道路を挟んだ向かいには、国家公務員住宅がございまして、こちらでも同様の都市計画変更の手続きを平成17年度に行っております。

まず、案件2、一団地の住宅施設の変更についてでございます。一団地の住宅施設とは、都市計画法に規定された都市施設のひとつで、50戸以上の集団住宅及びこれらに付帯する通路その他の施設のことです。都市の総合的な土地利用計画に基づき、良好な居住環境を有する住宅やその居住者の生活の利便の増進のため、必要な公共・公益施設を一団の土地に集団的に建設することで、適切な居住機能の確保や都市機能の増進を図ることを目的としております。本地区は昭和35年に一団地の住宅施設として、住棟の配置、階数、戸数、建築の密度、住棟以外の共同施設などが決められております。しなしながら、社会

状況等の変化により、規制内容が実態に合わなくなる場合が生じており、国の都市計画運用指針では、「建築物の老朽化等により建替えの必要が生じているなど、特に社会・経済状況の変化により現状の規制内容が必ずしも実態に合わなくなった場合にあっては、当該地区の土地利用計画上の位置づけ及び周辺の市街地の状況等を勘案し、住民等利害関係者の意向にも配慮しながら、地区計画の活用等により引き続き良好な居住環境を確保したうえで、一団地の住宅施設に関する都市計画を廃止することが望ましい。」と示されております。

さらに、小金井都市計画マスタープランにおいても、「建て替え時期にきている団地は、地区計画の活用により宅地内の緑化推進を図り、地域の特性をいか した魅力ある新たな団地へと誘導します。」とされております。

なお、JKKでは、土地の有効かつ適正な利用と居住水準の向上を図り、良質な住宅を供給するという基本的な考えのもと、当該団地における建て替え事業に取り組んでおります。

こうしたことから、良好な環境の確保や、居住環境の改善のための円滑な建 て替えの推進など、社会状況の変化に対応したまちづくりの推進等のため、地 区計画を決定し、一団地の住宅施設を廃止するものでございます。

次に、案件3、地区計画の決定についてでございます。地区計画制度とは、その地区の個性に合わせて、住みよいまちづくりを考えていく制度でございます。地区に応じた、更なる良好な都市環境の形成を図るために、用途地域等による建築制限に加えて、より詳細な土地利用の規制・誘導を行います。主に街区内の居住者等の利用に供される通路、緑地等の施設を計画します。地区計画は生活に密着した身近な計画です。町丁目や街区などの一定の地区を単位として、その地区の特性に応じたきめ細かなまちづくりの計画をつくります。地区計画で定める内容は、「地区計画の方針」と「地区整備計画」の2つから成り立っております。

地区計画の方針とは、今後どのようなまちづくりを進めていくのか、その基本方針を定めます。「土地利用の方針」、「地区施設の整備の方針」及び「建築物等の整備の方針」から成り立っています。

地区整備計画とは、地区計画の方針に沿って具体的に計画を定めるもので、建築物や敷地に関すること、また地区施設に関することについて、必要な事項

を定めます。

以上を踏まえ、内容について説明いたします。地区の面積は約6.9 ha です。 一団地の住宅施設と概ね同じ面積であります。地区計画の目標としては「豊かな水とみどりに恵まれたうるおいのある都市環境を形成すること」、「安全で住みよい質の高い住宅市街地を形成すること」としております。

土地利用の方針ですが、北側の「複合地区」は、新たに公益施設を整備する 地区として、今後の社会的な状況を考慮し、高齢者が安心して暮らせ、子育て 支援にも配慮した福祉施設等の整備を図ります。

「住宅地区A」は、建て替えにより新たな住宅団地を誘導する地区として、 周辺地域と調和し、良好な自然環境と適切な密度と住宅規模を有した良好な住 環境を形成します。また、北東側に集約する都市計画公園は「みどりの拠点」 にふさわしい、緑が連続する、地域にとって親しみやすい公園を整備します。

「住宅地区B」は現在の良好な住環境を維持・保全する既存住棟地区として、 将来の建替えに際しては、良好な住宅市街地を形成し、適正かつ合理的土地利 用が図られるよう方針を定めるものとしております。

なお、「住宅地区B」の住棟は全て耐震補強工事済みであります。また、団地の北側を建て替え等を行うエリアに設定した理由といたしましては、JKKによる再編整備計画に基づきまして、住戸面積が小さく居住水準の向上が必要な住棟などを建て替えの対象としたことによるものであります。

地区施設の整備の方針です。通路や緑地など建築物以外を定める内容になっております。地区内通路、幅員6mを配置します。地区の北側中央部を南北に通り、西側の公務員住宅内の市道第471号線に向かいます。延長は260mです。また、地区内通路に沿って歩道状空地、幅員3mを配置します。敷地内緑地は、原則として現状の良好な緑地を維持保全しながら、やむを得ず減少する分については、新設緑地を再配置することにより、変更前と同じ面積以上を確保いたします。河川緑地につきましても、既存の緑地を維持保全し、良好な住環境の形成を図ります。

建築物等の整備の方針です。建築物の形態等を規制いたします。本地区はすべて第一種中高層住居専用地域内でありますが、用途地域などの建築物に関する都市計画上の規制に加えて、地区計画によりさらに制限を加えます。「複合地

区」及び「住宅地区A」は、高さの最高限度を22mとしています。これは、西側の国家公務員住宅の地区計画と同一の規制となります。都市計画上の容積率は200%ですが、住宅地区Aについては150%に規制しています。また、「住宅地区B」については、現況の建物に合わせて容積率を65%にしております。また、都市計画上の建ペい率は60%ですが、「住宅地区B」では現況の建物に合わせて25%にしております。

「複合地区」「住宅地区A」「住宅地区B」の3地区に共通で制限されるものとして。「建築物等の用途」、「壁面の位置」、「建築物等の形態又は色彩その他の意匠」、「垣又は柵の構造」の制限がございます。用途規制については、都市計画上の用途地域である第一種中高層住居専用地域において建築できないものに加え、「神社、寺院、教会その他これらに類するもの及び公衆浴場」を制限しております。これにより、集合住宅の良好な住宅市街地と公益施設等が共存する市街地の形成を図ります。なお、西側の国家公務員住宅の地区計画と同様の制限となっております。

壁面位置の制限については、紫色部分が1号壁面線です。西側道路境界から3mとし、既存緑地部分における建築を制限します。青色部分が2号壁面線です。北側道路境界から7mとし、さらにそこから13mの範囲については高さ15mまでとする立体的な壁面制限をかけ、既存緑地を確保するとともに、北側住民への圧迫感についての配慮をしております。オレンジ色部分が3号壁面線です。敷地内通路境界から3mとし、敷地内通路に沿って配置されている歩道上空地部分における壁面の制限をかけています。これらにより、周辺の街並みへの圧迫感等に配慮したみどり豊かな空間形成を図ります。

形態または色彩その他の意匠については、「周辺市街地と調和した形態、意匠にするとともに、落ち着いた色調とする。」とし、秩序ある街並みや景観形成を図ります。垣または柵の構造については、「道路に面して設ける垣又はさくの構造は、生垣又はフェンスとする。ただし、コンクリートブロック造、レンガ造、鉄筋コンクリート造及びその他これらに類する構造の部分の高さが0.6 m以下のものについては、この限りではない。」とし、みどり豊かで良好な住宅地の住環境の保全、育成を図るとともに、倒壊による被害を未然に防止し、防災面にも配慮した安全なまちづくりを推進いたします。

以上、地区計画へ移行し、地区施設及び建築物等の整備方針について制限することで、現在の環境は維持しつつ、柔軟で、よりきめ細やかなまちづくりを行うことが可能となり、より良い団地への保全・活用を図りたいと考えております。

続きまして、案件4、都市計画公園の変更についてでございます。現在の「本町第一公園」「本町第二公園」については、昭和35年に決定した一団地の住宅施設における地区内の共同施設としての児童公園を、その後、昭和37年に都市計画公園として決定したものであります。面積はそれぞれ0.2haです。このたび、団地内の住棟の建て替えに伴う再編整備において、地区計画を策定し、引き続き良好な住環境を確保した上で、一団地の住宅施設を廃止する中で、敷地内の通路のみに接している当該公園の配置を見直し、公道に面し市民に開放された公園に再配置することとなりました。

こうしたことから、公道へ接道及び既存の緑を取り入れた一体的な公園整備によるみどりの保全等を検討した結果、2公園を統合のうえ、本町第一公園を一団地敷地の北東側に配置し、約0.49haの面積に変更するものであります。なお、0.49haは、斜面地の既存緑地部分を含んでの面積となっております。こちらが都市計画公園予定地を南西側から見た現況です。こちらは南東側から見た現況です。

最後に、都市計画策定の経緯と今後の予定でございます。都市計画法に基づく説明会を、昨年12月26日の水曜日に第一中学校体育館で行いました。参加者は40名でした。地区計画で定める高さの制限について、また、公園の位置などについてご質問をいただきました。詳しくは、事前配布資料の43ページから44ページ、資料6に記載しております。都市計画法16条及びまちづくり条例に基づく、都市計画の原案の公告・縦覧につきましては、本年1月4日から18日までの2週間行いました。意見書は1通でした。建て替え後の賃料について、また、変更後の公園整備内容についてのご意見をいただきました。詳しくは事前配布資料の47ページ、資料7に記載しております。

東京都との協議については、案件2の一団地及び案件3の地区計画については2月25日に、案件4の公園については3月4日に、意見がない旨の協議結果を得ております。

都市計画法第17条に基づく、都市計画の案の公告・縦覧につきましては、3月6日から20日までの2週間行いました。意見書は1通でした。既存エリアにおける、地区内通路の安全性についてご意見をいただきました。詳しくは本日お配りした、資料8をご確認いただければと存じます。本日の都市計画審議会の議を経て、答申をいただき、4月以降に変更の告示を行う予定でございます。

以上で、本町住宅における都市計画変更についての説明を終わらせていただきます。

【宇於﨑会長】 ありがとうございます。これより、案件2、案件3、案件4について、質疑を行います。

【河野委員】 計画図3の壁面位置の制限について確認させていただきたいのですが、1号壁面線は計画図2の敷地内緑地10号、11号部分までなのかということが1点と、次の2号壁面線についても壁面後退距離の7mが敷地内緑地11号の部分と合致してくるのかについて教えていいただきたい。また、3号壁面線については、歩道状空地部分と合致するのかについて、3点確認させていただきたいです。

【永井まちづくり係長】 まず、壁面線の範囲の設定ですが、明確に緑地のみという設定ではございません。緑地を概ね含んでいる内容で設定していますので、1号壁面、2号壁面については緑地を含んでさらに後退した位置に設定しております。なお、3号壁面については、歩道状空地と一致しております。

【河野委員】 2号壁面線の壁面後退距離は、20mと7mの両方が表示されていますが、その差の理由について教えていただきたい。

【永井まちづくり係長】 JKKとの協議の中で決めた立体壁面であります。当初、市の方からJKKにお願いしたのは、高さの最高限度を定める方向で協議をしていました。それは、団地の北側住民への配慮という意味で高さの制限をかけられないかということで協議をしていたのですが、一律の高さの制限は難しかったということで、このような立体壁面を決めさせていただきました。7m部分は地形上の保全すべき緑地のある範囲プラスアルファというところです。さらにそこから下がった部分は現状の建物が概ね15mで納まる程度であるため設定させていただきました。以上です。

【河野委員】 ありがとうございました。

【宇於﨑会長】 ほかにご意見はありますか。

【杉山委員】 ある程度納得できる計画だと思うんですけれども、あそこの 場所って結構傾斜がきつい訳ですね。その中で高齢者対策とかでユニバーサル デザインとかの具体的な説明が無かったかなと。もうひとつは、エコロジカル 的に既存のものは極力残すとは言っておりますが、その他に太陽光とかLEDとかエコロジカル的な切り口での説明が少ないかなと思いました。また、SDGs的に持続可能な考え方というのも、先ほどの計画からは見えにくいと感じました。相対的には納得できるのですが、少し先を見た場合にはそういった問題が浮上してくるのではないかと感じました。

【永井まちづくり係長】 ユニバーサルデザインと再生可能エネルギーの対応、また持続可能について、いずれも建築物などによってどのように対応していくかというところがあると思います。今回はまず建築計画の前の都市計画制限の段階ですので、その観点というのはこのルールの中には定まらないところです。このルールが定まった後、建築計画をJKKが考えていきますので、頂いた御意見をJKKにお伝えしたいと思います。

【杉山委員】 よろしくお願いします。

【宇於﨑会長】 ほかにいかかでしょうか。

【板倉委員】 今回は地区計画が中心ですので、このようになっていくと思うのですが、都市計画公園の位置について考える部分があります。ここへもってきたというのは、地区計画は、北側に対して先ほど説明があったように一定の配慮というのはあるのですが、都市計画公園の位置に22mの建物、7階建てくらいですよね、建てた場合には、その北東側の住宅に影響を及ぼすという考えから、あえてここに公園をもってきたのかな、という風に私は推測してしまうんですね。今後、建物が7階建てくらいが出来ていくと、この都市計画公園にどのような日差しが入っていくのか、色々なことを考えている訳ですね。そのあたりの協議の経過というのは、結局どうだったのかというのはご照会いただけるでしょうか。

【西川都市計画課長】 北東側へ集約した経過についてご説明致します。今回の建て替え計画につきましては、JKKによる建て替えということでござい

まして、団地全体ではなく部分的な建て替えということで、今ご説明差し上げた通りでございます。老朽化した部分の耐震化が出来ない部分についての建て替えということでございますので、その中で都市計画公園として敷地内通路にのみに接している現状の都市計画公園につきましても配置を見直し、公道面に接した団地以外の方にもご利用できるように開放された公園に再配置するということを基本に考えてございます。パワーポイントの西側、左側になりますが、そちらが同じような団地でございまして、国家公務員住宅が西側にございます。国家公務員住宅につきましても、公道に面していない団地内の都市計画公園が二つございまして、そちらも現在は集約しまして市道に面したところに二つの公園を一つに配置したという経過もございますので、そのような形で今回もあわせているようなところもございます。

集約案がいつごろ決まったのかにつきましては、具体的にいつという明確な日にちはございませんが、平成28年9月よりJKKと小金井市の間で協議をしてございます。建て替えエリアの中にある本町第一公園の再配置を検討する中で、平成29年度中には現在の北東部への集約案が決まったと認識でございます。以上です。

【宇於﨑会長】 よろしいですか。

【板倉委員】 現状では。

【宇於崎会長】 ほかにいかがでしょうか。皆さん地元ですのでご存知かと思いますけど、僕の感覚ですと、この道路とここのレベル差が十数mあるんですよね。ですから、このへんのところがさっき言ったみたいに二段階で立ち上がってきますけれども、たぶん一段階目のところは、ほぼこちら側と同じくらいのレベルになってしまう。だから二段階目の7mくらいがたぶん他から見るとちょっと出てるかなという感じかなと私は理解しています。ですので、今、板倉委員からご説明ありましたように、この辺の日照というのは、ここではほとんど妨げられませんので、現状のここの建て替えが行われない限りはここの日照は確保される。ただ、こちら側はまださわってませんので地区計画では次の段階になりますので、ここのところの日当たりとか子供が遊ぶには問題ないかなと思いますし、さらに、公園の広さが増えるということは、市としてはうれしいかなと私は考えております。余分なことを言いまして。他によろしいで

しょうか。ご質疑がないようですので、質疑を終了することにご異議がございませんか。

## ~「異議なし」の声多数あり~

【宇於﨑会長】 ご異議がないようですので、案件2、案件3、案件4について質疑を終了いたします。それでは、まず、案件2について、審議会としての決を採りたいと思います。案件2、小金井都市計画一団地の住宅施設小金井本町住宅の変更については、案のとおりとしてよろしいでしょうか。

# ~ 「異議なし」の声多数あり~

【宇於﨑会長】 ご異議がないようですので、案のとおり答申させて頂きます。続きまして、案件3について、審議会としての決を採りたいと思います。 案件3、小金井都市計画地区計画本町四丁目地区地区計画の決定については、 案のとおりとしてよろしいでしょうか。

#### ~「異議なし」の声多数あり~

【宇於﨑会長】 ご異議がないようですので、案のとおり答申させて頂きます。続きまして、案件4について、審議会としての決を採りたいと思います。 案件4、小金井都市計画公園本町第一公園・本町第二公園の変更については、 案のとおりとしてよろしいでしょうか。

### ~「異議なし」の声多数あり~

【宇於﨑会長】 ご異議がないようですので、案のとおり答申させて頂きます。それでは、全ての案件について賛成多数で、案のとおり特段の意見のない旨の答申を審議会として市に出させていただきます。その他、事務局より何かありますか。

【西川都市計画課長】 来年度につきましては、現在のところ生産緑地地区の案件を予定しております。具体のスケジュール等が決まりましたら、委員の皆さまには連絡させていただきます。よろしくお願いいたします。

【宇於﨑会長】 ありがとうございました。それでは、本日の審議はすべて終了いたしましたので、都市計画審議会を閉会といたします。本日は、円滑な審議にご協力いただきまして、ありがとうございました

—— 了 ——